

事 務 連 絡

平成23年7月22日

関西・北陸・中国・四国・九州電力から電力供給される府県医療主管課 御中

厚生労働省医政局総務課

厚生労働省医政局指導課

医療施設における夏期の節電の取組の進め方等について

今般の東日本大震災に伴う対応について、特段の御配慮をいただきまして、厚く御礼申し上げます。

今夏の電力需給対策については、従来、東京・東北電力管内を対象として対応がなされてきたところですが、7月20日の「電力需給に関する検討会合」において「西日本5社の今夏の電力需給対策について」（別添1）が取りまとめられ、西日本においても節電の取組を行う必要があるとの考え方が示されました。

これを踏まえ、西日本5社（関西・北陸・中国・四国・九州電力をいう。以下同じ。）管内に所在する医療施設につきましても、可能な限り、夏期（7～9月）の節電に取り組んでいただくことが必要です。

つきましては、皆様におかれましては、下記の内容につき御了知いただきますとともに、貴管内の西日本5社管内の医療施設等に対して周知していただきますようお願いいたします。

記

1. 西日本における電力需給対策の基本的な考え方について

西日本5社の今夏の電力需給の見通しを踏まえ、関西電力管内及びその他の4社管内において、それぞれ下記のとおり節電の取組を行うことが求められています。

なお、これらの取組は、あくまで自主的な取組として行っていただくことを要請するものです。東京・東北電力管内と異なり、電気事業法に基づく規制を行うものではありません。

（1）関西電力管内における節電の考え方について

関西電力管内においては、これまで、管内の自治体又は自治体の連合により節電に対する積極的な取組みがなされてきたところであり、また、関西電力による節電要請も行われてきたところです。

こうした取組がなされている中で、今般の供給力低下の新たな事態を迎え、発電所のトラブル等のリスクも考慮し、今夏のピーク期間・時間帯（目安は、7月25日から9月22日の平日の9時から20時）において、全体として▲10%以上を目途に節電に取り組むこととされました。

ただし、節電にあたっては、国民生活及び経済活動への影響を最小限とするため、生命・身体の安全確保に不可欠な施設等については、東京・東北電力管内における電気事業法第27条の適用に当たっての制限緩和措置の考え方（別添1の別紙5）も参照して、それぞれの事情を勘案した節電に取り組むこととされています。

（2）北陸・中国・四国・九州電力管内における節電の考え方について

北陸・中国・四国・九州電力管内においては、関西電力管内とは異なり、具体的な節電目標は示されておりませんが、国民生活及び経済活動に支障を生じない範囲での節電（具体的には、照明・空調機器等の節電など）に取り組むこととされています。

2. 医療施設における節電の取組について

（1）関西電力管内の医療施設における節電の取組について

医療施設については、生命・身体の安全確保に不可欠な施設であるため、それぞれの事情を勘案して節電に取り組むことが求められますが、夏期の電力需給ギャップを解消するためにも、医療施設においても、可能な限り節電に取り組んでいただくことが必要です。

少なくとも昨年の使用最大電力（原則として、昨年の7月25日から9月22日の平日の9時から20時における1時間単位の使用最大電力（kW）をいう。）を超えないことを目標として、節電に取り組んでいただくことが適当と考えられます。

別添2の節電アクションに記載されている具体的な節電の取組例も参考にしつつ、積極的に節電の取組を行っていただくようお願いいたします。

（2）北陸・中国・四国・九州電力管内の医療施設における節電の取組について

上記1（2）の考え方に基づき、別添2の節電アクションに記載されている具体的な節電の取組例も参考にしつつ、上記2（1）と同様、可能な限り節電の取組を行っていただくようお願いいたします。

3. 留意点

停電の発生の際の在宅療養患者への対応については、「停電に係る在宅医療患者への対応について」（平成23年4月8日厚生労働省医政局指導課事務連絡。別添3）において、御対応をお願いしたところです。

上記のとおり、西日本においても、電力需給の見通しが徐々に厳しくなっている状況にありますので、万が一の停電の際にも在宅療養患者の生命・健康に支障のないよう、必要に応じて、上記事務連絡を踏まえた御対応の徹底をお願いいたします。

また、医療機関においても、必要に応じて、自家発電装置の点検や燃料の確保を行う等の対応をお願いいたします。

4. 参考となるウェブサイト等

経済産業省ホームページ

- ・「電力需給に関する検討会合」

http://www.meti.go.jp/earthquake/electricity_supply/0325_electricity_supply.html

- ・「節電—電力消費をおさえるには—」

<http://www.meti.go.jp/setsuden/index.html>

厚生労働省ホームページ

- ・「夏期の電力供給対策について」

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001cg50.html>

<照会先>

厚生労働省医政局電力確保チーム

電話（代表）03-5253-1111（内線 2672、2518）

(添付資料一覧)

別添 1 : 「西日本 5 社の今夏の電力需給対策について」(7 月 2 0 日電力需給に関する検討会合)

別紙 1 : 西日本 5 社における今夏(8 月)の需給見通し

別紙 2 : 各社の供給力増加対策

別紙 3 : 今夏の需給見通し

別紙 4 : 関西電力の供給区域

別紙 5 : 東京・東北電力管内における電気事業法第 27 条の適用にあたっての制限緩和措置の
考え方

別添 2 : 「節電アクション」(資源エネルギー庁作成資料)

別添 3 : 「停電に係る在宅医療患者への対応について」(平成 2 3 年 4 月 8 日厚生労働省医政局指
導課事務連絡)

事 務 連 絡

平成23年7月22日

社団法人〇〇会会長 殿

厚生労働省医政局総務課

厚生労働省医政局指導課

医療施設における夏期の節電の取組の進め方等について

今般の東日本大震災に伴う対応について、特段の御配慮をいただきまして、厚く御礼申し上げます。

今夏の電力需給対策については、従来、東京・東北電力管内を対象として対応がなされてきたところですが、7月20日の「電力需給に関する検討会合」において「西日本5社の今夏の電力需給対策について」（別添1）が取りまとめられ、西日本においても節電の取組を行う必要があるとの考え方が示されました。

これを踏まえ、西日本5社（関西・北陸・中国・四国・九州電力をいう。以下同じ。）管内に所在する医療施設につきましても、可能な限り、夏期（7～9月）の節電に取り組んでいただくことが必要です。

つきましては、皆様におかれましては、下記の内容につき御了知いただきますとともに、西日本5社管内の貴会会員に対して周知していただきますようお願いいたします。

記

1. 西日本における電力需給対策の基本的な考え方について

西日本5社の今夏の電力需給の見通しを踏まえ、関西電力管内及びその他の4社管内において、それぞれ下記のとおり節電の取組を行うことが求められています。

なお、これらの取組は、あくまで自主的な取組として行っていただくことを要請するものです。東京・東北電力管内と異なり、電気事業法に基づく規制を行うものではありません。

（1）関西電力管内における節電の考え方について

関西電力管内においては、これまで、管内の自治体又は自治体の連合により節電に対する積極的な取組みがなされてきたところであり、また、関西電力による節電要請も行われてきたところです。

こうした取組がなされている中で、今般の供給力低下の新たな事態を迎え、発電所のトラブル等のリスクも考慮し、今夏のピーク期間・時間帯（目安は、7月25日から9月22日の平日の9時から20時）において、全体として▲10%以上を目途に節電に取り組むこととされました。

ただし、節電にあたっては、国民生活及び経済活動への影響を最小限とするため、生命・身体の安全確保に不可欠な施設等については、東京・東北電力管内における電気事業法第27条の適用に当たっての制限緩和措置の考え方（別添1の別紙5）も参照して、それぞれの事情を勘案した節電に取り組むこととされています。

（2）北陸・中国・四国・九州電力管内における節電の考え方について

北陸・中国・四国・九州電力管内においては、関西電力管内とは異なり、具体的な節電目標は示されておりませんが、国民生活及び経済活動に支障を生じない範囲での節電（具体的には、照明・空調機器等の節電など）に取り組むこととされています。

2. 医療施設における節電の取組について

（1）関西電力管内の医療施設における節電の取組について

医療施設については、生命・身体の安全確保に不可欠な施設であるため、それぞれの事情を勘案して節電に取り組むことが求められますが、夏期の電力需給ギャップを解消するためにも、医療施設においても、可能な限り節電に取り組んでいただくことが必要です。

少なくとも昨年の使用最大電力（原則として、昨年の7月25日から9月22日の平日の9時から20時における1時間単位の使用最大電力（kW）をいう。）を超えないことを目標として、節電に取り組んでいただくことが適当と考えられます。

別添2の節電アクションに記載されている具体的な節電の取組例も参考にしつつ、積極的に節電の取組を行っていただくようお願いいたします。

（2）北陸・中国・四国・九州電力管内の医療施設における節電の取組について

上記1（2）の考え方に基づき、別添2の節電アクションに記載されている具体的な節電の取組例も参考にしつつ、上記2（1）と同様、可能な限り節電の取組を行っていただくようお願いいたします。

3. 留意点

停電の発生の際の在宅療養患者への対応については、「停電に係る在宅医療患者への対応について」（平成23年4月8日厚生労働省医政局指導課事務連絡。別添3）において、御対応をお願いしたところです。

上記のとおり、西日本においても、電力需給の見通しが徐々に厳しくなっている状況にありますので、万が一の停電の際にも在宅療養患者の生命・健康に支障のないよう、必要に応じて、上記事務連絡を踏まえた御対応の徹底をお願いいたします。

また、医療機関においても、必要に応じて、自家発電装置の点検や燃料の確保を行う等の対応をお願いいたします。

4. 参考となるウェブサイト等

経済産業省ホームページ

- ・「電力需給に関する検討会合」

http://www.meti.go.jp/earthquake/electricity_supply/0325_electricity_supply.html

- ・「節電—電力消費をおさえるには—」

<http://www.meti.go.jp/setsuden/index.html>

厚生労働省ホームページ

- ・「夏期の電力供給対策について」

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001cg50.html>

<照会先>

厚生労働省医政局電力確保チーム

電話（代表）03-5253-1111（内線 2672、2518）

(添付資料一覧)

別添 1 : 「西日本 5 社の今夏の電力需給対策について」(7 月 2 0 日電力需給に関する検討会合)

別紙 1 : 西日本 5 社における今夏(8 月)の需給見通し

別紙 2 : 各社の供給力増加対策

別紙 3 : 今夏の需給見通し

別紙 4 : 関西電力の供給区域

別紙 5 : 東京・東北電力管内における電気事業法第 27 条の適用にあたっての制限緩和措置の
考え方

別添 2 : 「節電アクション」(資源エネルギー庁作成資料)

別添 3 : 「停電に係る在宅医療患者への対応について」(平成 2 3 年 4 月 8 日厚生労働省医政局指
導課事務連絡)